

兵庫県公報

平成26年10月7日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 母子父子寡婦福祉資金特別会計条例（財政課）	2
○ 医療介護推進基金条例（社会福祉課）	2
○ 認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例（こども政策課）	3
○ 薬物の濫用の防止に関する条例（薬務課）	8
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（同）	12
○ 動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	19
○ 兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（港湾課）	20
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	20

公布された法令のあらまし

●母子父子寡婦福祉資金特別会計条例（条例第34号）

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置することとした。

●医療介護推進基金条例（条例第35号）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を作成し、当該事業を実施することに伴い、当該事業に充てるため、医療介護推進基金を設置することとした。

●認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第36号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園の設置について、都道府県知事等の認可を受けなければならないこととされ、条例でその設備及び運営の基準を定めるものとされること、当該認可その他の事項について調査審議するための合議制の機関を条例で設置するものとされること等に伴い、当該基準及び当該機関の設置等について定めるとともに、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●薬物の濫用の防止に関する条例（条例第37号）

危険薬物その他の薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的として、薬物の濫用の防止に関する規制等を定めることとした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第38号）

薬事法の一部改正により、医薬品、医薬部外品及び化粧品から区分されて新たに定義された再生医療等製品の製造販売業、販売業等について許可の制度が導入されること、医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）について、製造販売の承認を登録認証機関等が行うこととされるとともに、製造業の許可の制度が登録の制度に変更されること、同法の名称が変更されること等に伴い、再生医療等製品の製造販売業及び販売業の許可、医療機器等の製造業の登録等に係る手数料を定め、医療機器等の製造販売の承認等に係る手数料を廃止するとともに、関係条例について、所要の整備を行うこととした。

●動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例（条例第39号）

豊岡健康福祉事務所において実施している豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡における犬の引取り、狂犬病の予防等に関する事務を動物愛護センターにおいて実施するため、動物愛護センターの所管区域について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第40号）

港湾施設の上屋等を1年以上専用使用する場合及び荷役機械等を設けて港湾施設を使用する場合の使用料の額又は利用料金の基準額について、国有資産等所在市町村交付金法に定める市町村交付金のほか、これに係る

公負担を加算することができることとし、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、支援給付を受けることができる特定中国残留邦人等の配偶者が、原則として永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者に限定されるとともに、当該者以外の配偶者で、現に支援給付を受けているものは、経過措置として従前のおり支援給付を受けることができるとされたこと等に鑑み、同居親族がない場合における普通県営住宅に入居することができる者の要件等について、所要の整備を行うこととした。

条 例

母子父子寡婦福祉資金特別会計条例をここに公布する。

平成26年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第34号

母子父子寡婦福祉資金特別会計条例

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第16条に規定する母子福祉資金貸付金、法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金及び法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この特別会計においては、法第36条第2項に規定する歳入及び歳出をもって、その歳入及び歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(兵庫県母子寡婦福祉資金特別会計に関する歳入歳出の経理等)

2 この条例の施行前に兵庫県母子寡婦福祉資金特別会計において経理する歳入歳出及び兵庫県母子寡婦福祉資金特別会計に帰属する財産は、この条例の施行の時から、この条例に基づく特別会計において経理し、及び当該特別会計に帰属するものとする。



医療介護推進基金条例をここに公布する。

平成26年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第35号

医療介護推進基金条例

(設置)

第1条 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する事業（以下「医療介護推進事業」という。）に充てるため、医療介護推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 予算で定める額

(2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、医療介護推進事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分の特例)

2 基金は、第4条の規定にかかわらず、医療介護推進事業に係る補助金又は交付金を国に返還するための財源に充てるため、処分することができる。



認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第36号

認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例

(認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第1条 認定こども園の認定要件等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

題名中「認定要件等」を「認可等」に改める。

第1条中「第3項」の右に「、第13条第1項並びに第25条」を加え、「これらの規定による認定こども園の認定の要件を定めるほか、当該認定」を「条例に委任されたもののほか、認定こども園」に改める。

第2条から第6条までを次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園
 - イ 幼稚園及び特定認可外保育施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、法第3条第3項の認定を受けたもの
- (3) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (4) 特定認可外保育施設型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた特定認可外保育施設をいう。
- (5) 特定認可外保育施設 第8条第1項の認定を受けた施設その他規則で定める施設をいう。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準)

第3条 法第13条第1項の規定による条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。)に定める基準及び法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。)第7条(第1項及び第5項を除く。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府省令第4条第2項	35人以下	35人(満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人)以下
府省令第10条	子育て支援事業のうち、その所在する地域	その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域にお

	における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるもの	いて実施することが必要と認められる子育て支援事業又は知事が別に定める事業
基準条例第7条第2項	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
基準条例第7条第3項	児童福祉施設	認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
基準条例第7条第4項	児童福祉施設（助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。）	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第6項から第8項まで及び第11項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第9項	児童福祉施設は	幼保連携型認定こども園は
	児童福祉施設の長	園長
基準条例第7条第10項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
	利用者に	認定こども園法第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）に
	当該利用者	当該園児
基準条例第7条第12項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
	利用者	園児
基準条例第7条第13項	省令第33条第1項の規定により保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第14項及び第15項	保育所	幼保連携型認定こども園

2 満3歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。

(2) 遊戯室（府省令第7条第1項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合には、当該兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。

3 幼保連携型認定こども園は、調理室に園児が立ち入らないよう仕切りを設ける等、安全及び衛生について十分に配慮しなければならない。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件）

第4条 法第3条第1項及び第3項の規定による条例で定める要件は、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は特定認可外保育施設型認定こども園として認定を受けようとする場合の要件としてそれぞれ次条から第7条までに定めるもののほか、次項及び第3項に定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、

文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める基準（告示第4の五ただし書に定める基準を除く。）に適合することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる告示に定める基準中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2の二	35人以下	35人（満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級であって、学級担任が1人であるものについては、25人）以下
第3の三	地方裁量型認定こども園	認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する特定認可外保育施設型認定こども園（以下「特定認可外保育施設型認定こども園」という。）
	適当と認められるもの	知事が適当と認めるもの
第3の四	幼稚園型認定こども園	幼稚園型認定こども園（条例第2条第2号に規定する幼稚園型認定こども園をいう。以下同じ。）
	地方裁量型認定こども園	特定認可外保育施設型認定こども園
	適当と認められるもの	知事が適当と認めるもの
第4の二、四及び六	地方裁量型認定こども園	特定認可外保育施設型認定こども園
第4の七	満3歳以上の子ども	子ども（保育所型認定こども園にあつては、満3歳以上の子どもに限る。）

2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、調理室に子どもが立ち入らないよう仕切りを設ける等、安全及び衛生について十分に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業を実施しなければならない。

（幼稚園型認定こども園の認定要件）

第5条 幼稚園型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする場合にあつては同条第2項第1号及び第3号に掲げる基準を、同条第3項の認定を受けようとする場合にあつては同条第4項各号に掲げる基準を満たさなければならない。

(2) 満3歳以上の子どもに対する教育又は保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。

ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。

イ 遊戯室（幼稚園の学級数が1である場合その他特別の事情がある場合にあつては、保育室及び遊戯室を兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。

(3) 幼稚園型認定こども園は、苦情を受け付ける窓口を設置する等保護者からの苦情に適切に対処するための必要な措置を講じなければならない。

（保育所型認定こども園の認定要件）

第6条 保育所型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 法第3条第2項第2号及び第3号に掲げる基準を満たさなければならない。

(2) 告示第4の六に定める基準により、屋外遊戯場を保育所型認定こども園の付近にある適当な場所に代える場合は、子どもの移動時の安全を確保しなければならない。

第8条を削る。

第7条第1項中「認可外保育施設（保育所等のうち、保育所に該当しない施設をいう。以下同じ。）」を「保育機能施設（法第2条第4項に規定する保育機能施設をいう。）」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（特定認可外保育施設型認定こども園の認定要件）

第7条 特定認可外保育施設型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 法第3条第2項第2号及び第3号に掲げる基準を満たさなければならない。
- (2) 告示第4の六に定める基準により、屋外遊戯場を特定認可外保育施設型認定こども園の付近にある適当な場所に代える場合は、子どもの移動時の安全を確保しなければならない。
- (3) 特定認可外保育施設型認定こども園は、苦情を受け付ける窓口を設置する等保護者からの苦情に適切に対処するための必要な措置を講じなければならない。

第9条及び第10条を次のように改める。

（審議会の設置）

第9条 法第25条の規定に基づき、兵庫県認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第10条 審議会は、法第25条に定める事項のほか、知事の諮問に応じ、法第3条第1項又は第3項の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関して調査審議する。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（審議会の組織）

第11条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

（審議会の委員及び臨時委員）

第12条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市町の長
- (3) その他知事が必要と認めた者

2 審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

4 審議会の臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1三宮地区の項中「市道長田楠日尾町線」を「市道長田楠日尾線」に改める。

別表第2学校、図書館又は保育所の項中「又は保育所」を「、保育所又は認定こども園（特定認可外保育施設型認定こども園を除く。）」に改め、同表中備考6を備考8とし、備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3の次に次のように加える。

4 「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定するものをいう。

5 「特定認可外保育施設型認定こども園」とは、認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第2条第4号に規定するものをいう。

（受動喫煙の防止等に関する条例の一部改正）

第3条 受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「類するもの」の右に「、認定こども園」を加え、同表8の項中「これに類するもの」の右に「及び認定こども園」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中認定こども園の認定要件等に関する条例第9条及び第10条の改正規定並びに第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定、第2

条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1三宮地区の項の改正規定並びに附則第9項から第11項までの規定は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において当該幼稚園の設備を用いて第1条の規定による改正後の認定こども園の認可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする場合であって、現に当該幼稚園に調理員を置いているときは、平成32年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条第13項に定める基準は、適用しない。
- 3 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園の保育室又は遊戯室の面積は、当分の間、改正後の条例第3条第2項に定める基準にかかわらず、次に掲げるいずれかの基準を満たさなければならない。
 - (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）第7条第6項第3号に定める基準を満たすこと。
 - (2) 満2歳以上満3歳未満の園児に対する保育を行うための保育室の面積が当該園児1人につき1.98平方メートル以上であり、かつ、満3歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室及び遊戯室の面積が次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。
 - イ 遊戯室（府省令第7条第1項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合にあつては、当該兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。
- 4 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合であつて、現に当該保育所に調理員を置いているときは、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、基準条例第7条第13項に定める基準は、適用しない。
- 5 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、改正後の条例第3条第2項の規定は、適用しない。
- 6 幼保連携型認定こども園は、府省令附則第4条第3項の規定により、同項各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設ける場合は、園児の移動時の安全を確保しなければならない。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の条例で定める要件の特例)
- 7 施行日の前日において現に設置されている幼稚園、保育所又は改正後の条例第2条第5号に規定する特定認可外保育施設が、それぞれの施設と同一の所在場所において当該施設の設備を用いてそれぞれ同条第2号に規定する幼稚園型認定こども園、同条第3号に規定する保育所型認定こども園又は同条第4号に規定する特定認可外保育施設型認定こども園（以下「特定認可外保育施設型認定こども園」という。）として認定を受けようとする場合における屋外遊戯場に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、同項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第4の五の1又は2に掲げるいずれかの基準に適合することとする。
- 8 施行日の前日において現に設置されている特定認可外保育施設型認定こども園の保育室又は遊戯室及び乳児室又はほふく室の面積に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、当分の間、同項及び改正後の条例第7条の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の認定こども園の認定要件等に関する条例第8条第3号ウ及びオに定める基準に適合することとする。

(兵庫県認定こども園審議会の設置に係る経過措置)
- 9 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における改正後の条例第9条の規定の適用については、同条中「法第25条」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条」とする。

(兵庫県認定こども園審議会の委員の任期の特例)
- 10 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以降最初に委嘱される兵庫県認定こども園審議会の委員の任期は、改正後の条例第12条第2項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第21号の2の次に次の1号を加える。

(21)の3 認定こども園審議会

別表第1障害福祉審議会の項の次に次のように加える。

認定こども園審議会	会長	日額	15,500円
	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円
	臨時委員	日額	12,500円

別表第2障害福祉審議会の委員及び特別委員の項の次に次のように加える。

認定こども園審議会の委員及び臨時委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
--------------------	---------------------



薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

平成26年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第37号

薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、危険薬物その他の薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物
- (7) 危険薬物

2 この条例において「危険薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下同じ。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（前項第1号から第6号までに掲げる物、薬事法第2条第1項に規定する医薬品、酒類及びたばこを除く。）をいう。

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、知事及び公安委員会の緊密な連携の下、これを効果的に実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用をせず、その濫用を防止しなければならない。

2 県民は、国、県及び市町が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力しなければならない。

(調査研究の推進)

第5条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を推進するものとする。

(国等との連携等)

第6条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体（以下「国等」という。）との協力及び連携を図るものとする。

2 県は、薬物の濫用を防止するため必要があると認めるときは、国等に対し、意見を述べ、必要な措置をとるよう求めるものとする。

(監視及び指導)

第7条 県は、薬物の濫用による被害の発生を防止するため、インターネット等を活用した監視を行い、その結果に基づき必要な指導を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 県は、薬物の濫用による被害の発生を防止するため、薬物に関する情報を収集するとともに、県民に対し、現に流通している危険薬物の名称、形態等必要な情報を提供するものとする。

(教育及び啓発)

第9条 県は、県民が薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるようにするため、薬物の濫用の防止に関する教育及び啓発に努めるものとする。

(危険薬物の身体使用の禁止)

第10条 何人も、危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用してはならない。

(危険薬物の販売等の手続等)

第11条 危険薬物を販売し、又は授与しようとする者（次項において「危険薬物販売者」という。）は、販売し、又は授与する危険薬物の直接の容器又は被包（以下「容器等」という。）に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、正当な理由により危険薬物を販売し、又は授与する場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 当該危険薬物の名称及び用途

(2) 当該危険薬物の製造者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）

2 危険薬物販売者は、販売し、又は授与する危険薬物について、吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用することを助長し、又は誘発するような広告又は宣伝を行ってはならない。

(知事監視店の指定)

第12条 知事は、危険薬物の販売、授与等の業務を行う県内の店舗、事業所その他の場所（以下「店舗等」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該店舗等を知事監視店として指定することができる。

(1) 当該店舗等又は当該店舗等において販売、授与等の用に供する危険薬物が貯蔵されている場所（以下「貯蔵場所」という。）において、直接の容器等に前条第1項各号に掲げる事項が記載されていない危険薬物が貯蔵され、又は陳列されていること。

(2) 当該店舗等において、危険薬物を人の身体にみだりに使用することを助長し、又は誘発すると認められる広告又は宣伝がされていること。

(3) 当該店舗等又は貯蔵場所において、次のいずれかに該当する危険薬物が貯蔵され、又は陳列されていること。

ア 関係機関から収集した情報により人の身体にみだりに使用されたことを確認した危険薬物又はその容器等と同一又は類似の形態のものであること。

イ 関係機関から収集した情報により第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物であることを確認したものの又はその容器等と類似の形態のものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、当該店舗等又は貯蔵場所に貯蔵され、又は陳列されている危険薬物が人の身体にみだりに使用されるこ

とを防止するために緊急の必要がある場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで第1項の規定による指定をしたときは、当該指定の内容を審議会に報告するものとする。

4 第1項の規定による指定は、知事監視店の名称、所在地、指定の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

5 前項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(知事監視店の指定の解除)

第13条 知事は、前条第1項の規定により指定した知事監視店が廃止された場合その他の事情により当該指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、知事監視店の名称、所在地、解除の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

3 知事は、前項の規定による告示をする前に、当該告示の内容を審議会に報告するものとする。

(知事監視危険薬物の販売等の手続)

第14条 知事監視店又は貯蔵場所に貯蔵され、又は陳列されている危険薬物を販売し、又は授与しようとする者(以下「知事監視店販売者」という。)は、販売し、又は授与する当該危険薬物(以下「知事監視危険薬物」という。)の直接の容器等に知事監視店販売者の氏名、住所及び問合せ先を記載しなければならない。

2 知事監視店販売者は、知事監視危険薬物を販売し、又は授与するときは、規則で定めるところにより、当該知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名及び住所並びにその者が個人である場合にあっては、年齢を確認するとともに、その者(未成年者である場合にあっては、当該未成年者の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)を含む。)に対して当該知事監視危険薬物に関する次に掲げる事項を記載した書面(以下「説明書」という。)を交付しなければならない。

(1) 名称、用途及び使用方法

(2) 吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用してはならないことその他遵守すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の身体にみだりに使用されることを防止するために必要な情報

3 知事は、説明書の記載事項を確認するために必要があると認めるときは、知事監視店販売者に対し、説明書の提出を求めることができる。

4 知事は、前項の規定により提出を受けた説明書の記載事項について、当該知事監視危険薬物が人の身体にみだりに使用されることを防止するためには適切でないとき、知事監視店販売者に対し、必要な指導を行うことができる。

5 知事監視店販売者は、知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする者から、氏名及び住所、説明書の記載事項を遵守し、知事監視危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面(以下「誓約書」という。)の提出を受けなければ、知事監視危険薬物を販売し、又は授与してはならない。ただし、知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする者が未成年者であるときは、知事監視店販売者は、規則で定めるところにより、当該未成年者の保護者から、当該保護者の氏名及び住所、当該未成年者に説明書の記載事項を遵守させる旨その他の事項を記載した書面の提出を直接受けなければ、当該知事監視危険薬物を販売し、又は授与してはならない。

6 知事監視店販売者は、危険薬物を製造し、購入し、又は譲り受けたときは、その都度、規則で定める事項を書面に記載しておかななければならない。

7 知事監視店販売者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日から3年間保存しなければならない。

(1) 誓約書及び第5項ただし書に規定する書面 知事監視危険薬物を販売し、又は授与した日

(2) 前項の書面 危険薬物を製造し、購入し、又は譲り受けた日

(知事監視店販売者以外の者から購入等した者の手続)

第15条 知事監視店販売者以外の者から危険薬物を購入し、又は譲り受けた者は、当該危険薬物を県内で所持したときは、直ちに、氏名及び住所、吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用しない旨の誓約、当該危険薬物を販売し、又は授与した者の氏名及び住所その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、正当な理由により所持する場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(他の都道府県の危険薬物販売者に対する措置等)

第16条 知事は、前条の規定により提出を受けた書面に記載された危険薬物を販売し、又は授与した者の住所

が他の都道府県にある場合は、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付することができる。

- (1) 当該危険薬物の名称
- (2) 当該危険薬物が中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物である旨
- (3) 県内で当該危険薬物の身体への使用が禁止されていることその他のこの条例の規定による規制の内容

2 知事は、前項の場合においては、当該者の氏名及び住所その他の情報を当該都道府県及び国に提供するものとする。

(警告)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 第10条の規定に違反して危険薬物を人の身体にみだりに使用した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して危険薬物の直接の容器等に同項各号に掲げる事項を記載しなかった者
- (3) 第11条第2項の規定に違反して広告又は宣伝を行った者
- (4) 第14条第1項、第2項又は第5項の規定に違反して知事監視危険薬物を販売し、又は授与した者
- (5) 第14条第3項の規定による説明書の提出の求めに応じなかった者
- (6) 第14条第4項の規定による指導に応じなかった者
- (7) 第14条第6項の規定に違反して書面に記載しなかった者
- (8) 第14条第7項の規定に違反して誓約書又は書面を保存しなかった者
- (9) 第14条第5項本文の規定による誓約書又は同項ただし書の規定による書面を提出しなかった者
- (10) 第15条の規定に違反して書面を提出しなかった者

2 前項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(警告違反等に係る命令)

第18条 知事は、前条第1項の規定による警告(同項第2号から第8号までに係るものに限る。)を受けた者がその警告に従わないときは、その者に対し、当該警告に従うべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合であって、危険薬物が人の身体にみだりに使用されることを防止するために必要があると認めるときは、当該命令に従わない者に対し、危険薬物の販売又は授与の中止、回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。

3 知事は、危険薬物が人の身体にみだりに使用されることを防止するために緊急を要する場合で、前条第1項の規定による警告(同項第2号から第8号までに係るものに限る。)を発するいとまがないときは、同項第2号から第8号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、危険薬物の販売又は授与の中止、回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。

4 知事は、第2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、第3項の規定による命令をしたときは、当該命令の内容を審議会に報告するものとする。

(通報義務)

第19条 何人も、家族、知人その他の者についての薬事法、この条例その他の関係法令に違反する薬物の使用、所持等に関する情報を入手したときは、速やかに県又は関係機関に通報しなければならない。

(立入調査)

第20条 知事は、第10条から第15条まで、第17条、第18条及び第26条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、知事監視店その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、第10条から第15条まで、第17条、第18条及び第26条の規定の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事監視店その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる者の氏名及び住所を公表することができる。

- (1) 第17条第1項の規定による警告(同項第1号に係るものに限る。)を受けた者がその警告に従わないとき。

(2) 第18条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者がその命令に違反したとき。

(補則)

第22条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第18条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第24条 第20条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第26条 第17条第1項の規定による警告(同項第1号に係るものに限る。)に従わず、危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第18条まで及び第23条から第26条までの規定は、平成26年12月1日から施行する。

(兵庫県薬事審議会条例の一部改正)

2 兵庫県薬事審議会条例(昭和36年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第5条第1項中「よつて」を「よって」に改める。

第8条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項及び前条の規定を準用する。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第38号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の42の部中「薬事法に」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に」に改め、同部(1)の款中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部(3)の款中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第3条第3号」を「第3条ただし書」に改め、同部(6)の款を次のように改める。

(6) 削除		
--------	--	--

別表第4の42の部(10)の款を次のように改める。

(10) 削除		
---------	--	--

別表第4の42の部(11)の款中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、

「

省令第26条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の許可	48,000円
省令第26条第2項第2号に掲げる医薬品の製造業の許可	85,000円
省令第26条第2項第3号に掲げる医薬品の製造業の許可	48,000円

」

を

「

省令第26条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の許可	48,000円
----------------------------	---------

」

に改め、同部(12)の款中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に、「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同部(13)の款中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に、「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同部(14)の款を次のように改める。

(14) 削除		
---------	--	--

別表第4の42の部(15)の款中

「

省令第26条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の許可の更新	24,000円
省令第26条第2項第2号に掲げる医薬品の製造業の許可の更新	48,000円
省令第26条第2項第3号に掲げる医薬品の製造業の許可の更新	24,000円

」

を

「

省令第26条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の許可の更新	24,000円
-------------------------------	---------

」

に改め、同部(16)の款中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に、「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同部(17)の款中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に、「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同部(18)の款を次のように改める。

(18) 削除		
---------	--	--

別表第4の42の部(19)の款中

「

省令第26条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可	41,000円
省令第26条第2項第2号に掲げる医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可	77,000円
省令第26条第2項第3号に掲げる医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可	41,000円

を

「

省令第26条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可	41,000円
--------------------------------------	---------

に改め、同部(20)の款中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に、「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同部(21)の款中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に、「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同部(22)の款を次のように改める。

(22) 削除		
---------	--	--

別表第4の42の部(25)の款を次のように改める。

(25) 削除		
---------	--	--

別表第4の42の部(26)の款中「医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査手数料」を「医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査手数料」に、「基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「基づく医薬品又は医薬部外品」に、

「

省令第26条第2項第2号に掲げる医薬品の製造管理等の方法	29,000円
省令第26条第2項第3号に掲げる医薬品の製造管理等の方法	14,000円
省令第26条第3項第1号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	49,000円
省令第26条第3項第2号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	29,000円
省令第26条第3項第3号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	14,000円
省令第26条第5項第2号に掲げる医療機器の製造管理等の方法	49,000円
省令第26条第5項第3号に掲げる医療機器の製造管理等の方法	29,000円
省令第26条第5項第4号に掲げる医療機器の製造管理等の方法	14,000円

を

「

省令第26条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	49,000円
省令第26条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	29,000円
省令第26条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	14,000円

に、「医薬部外品若しくは医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、「又は医療機器の設計及び開発」を削り、

省令第26条第2項第2号に掲げる医薬品の製造管理等の方法	73,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第2項第3号に掲げる医薬品の製造管理等の方法	39,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に300円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第3項第1号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	104,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第3項第2号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	73,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第3項第3号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	39,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に300円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第5項第2号に掲げる医療機器の製造管理等の方法	104,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医療機器の品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した金額

省令第26条第5項第3号に掲げる医療機器の製造管理等の方法	73,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医療機器の品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第5項第4号に掲げる医療機器の製造管理等の方法	39,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医療機器の品目の数に300円を乗じて得た額を加算した金額

を
「

省令第26条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	104,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	73,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した金額
省令第26条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造管理等の方法	39,000円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に300円を乗じて得た額を加算した金額

に、「係る医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「係る医薬品又は医薬部外品」に改め、同部(29)の款を次のように改める。

(29) 医療機器製造販売業許可申請手数料	法第23条の2第1項の規定に基づく第1種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	150,000円
	法第23条の2第1項の規定に基づく第2種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	132,000円
	法第23条の2第1項の規定に基づく第3種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	95,000円

別表第4の42の部(29)の款の次に次のように加える。

(29)の2 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	法第23条の2第1項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	132,000円
(29)の3 医療機器製造販売業許可更新申請手数料	法第23条の2第2項の規定に基づく第1種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	138,000円
	法第23条の2第2項の規定に基づく第2種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	115,000円
	法第23条の2第2項の規定に基づく第3種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	70,000円
(29)の4 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	115,000円
(29)の5 医療機器製造業登録申請手数料	法第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器の製造業の登録の申請に対する審査	38,000円
(29)の6 体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	法第23条の2の3第1項の規定に基づく体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	38,000円
(29)の7 医療機器製造業登録更新申請手数料	法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器の製造業の登録の更新の申請に対する審査	21,000円
(29)の8 体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	法第23条の2の3第3項の規定に基づく体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	21,000円
(29)の9 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	150,000円
(29)の10 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	138,000円

別表第4の42の部(40)の款中「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業許可申請手数料」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業許可申請手数料」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に改め、同部(41)の款中「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業許可更新申請手数料」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に改め、同部(44)の款の次に次のように加える。

(44)の2 再生医療等製品販売業許可申請手数料	法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	29,000円
(44)の3 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	11,000円

(4)の4 薬局開設許可証書換え交付手数料	政令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	2,000円
(4)の5 薬局開設許可証再交付手数料	政令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	2,900円

別表第4の42の部(45)の款中「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証書換え交付手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下この部において「医薬品等」という。）」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同部(46)の款中「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証再交付手数料」に、「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同部(47)の款中「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可証書換え交付手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換え交付手数料」に、「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同部(48)の款中「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可証再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証再交付手数料」に、「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同款の次に次のように加える。

(48)の2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料	政令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,000円
(48)の3 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料	政令第37条の3第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	2,900円
(48)の4 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料	政令第37条の9第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付	2,000円
(48)の5 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付手数料	政令第37条の10第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付	2,900円
(48)の6 再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料	政令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,000円
(48)の7 再生医療等製品の製造販売業許可証再交付手数料	政令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	2,900円

別表第4の42の部(49)の款中「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業許可証書換え交付手数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品の販売業許可証書換え交付手数料」に、「薬局開設、医薬品の販売業又は」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業の」を「貸与業

又は再生医療等製品の販売業の」に改め、同部(50)の款中「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは貸貸業許可証再交付手数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品の販売業許可証再交付手数料」に、「薬局開設、医薬品の販売業又は」を「医薬品の販売業、」に、「貸貸業の」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業の」に改め、同部(51)の款中「第12条第1項」を「第37条の9第1項」に改め、同部(52)の款中「第13条第1項」を「第37条の10第1項」に改める。

(兵庫県薬事審議会条例の一部改正)

第2条 兵庫県薬事審議会条例(昭和36年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表39の部中「薬事法に」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に」に改め、同部(1)の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部(5)の項ア及びイ中「貸貸業者」を「貸与業者」に改め、同項キ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「貸貸業者」を「貸与業者」に改め、同部(6)の項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

(法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条のうち知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表39の部の改正規定中「薬事法に」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に」に、「薬事法(」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

(薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第5条 薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年兵庫県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条第2項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第19条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の規定に基づく体外診断用医薬品又は医療機器の製造販売の承認の申請をしている者に係る製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査の手数料については、第1条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の42の部(26)の款の規定にかかわらず、なお従前の例による。



動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第39号

動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例

動物愛護センター設置条例(平成10年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表所管区域の欄を次のように改める。

所管区域	
動物愛護思想の高揚等に関する事務	県内全域
動物の適正な飼養及び保管並びに動物の収容等に関する事務並びに狂犬病の予防に関する事務（狂犬病発生報告の受理を除く。）	県内全域（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）

附 則

この条例は、平成26年12月 1日から施行する。



兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第40号

兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 港湾施設の設備を使用する場合の款上屋の項中「相当する額」の右に「及びこれに係る公負担」を加え、「交付金相当額」を「交付金相当額等」に改め、同款貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地の項及び同表工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款中「交付金相当額」を「交付金相当額等」に改める。

別表第 2 港湾施設の設備を使用する場合の款中「交付金相当額」を「交付金相当額等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月 1日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第41号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号キ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「支援給付を」を「支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 1 項に規定する支援給付を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。